

第51回衆議院議員総選挙 2月8日(日)

期日前投票をご利用ください

※1月28日(水)～31日(土)は
国民審査の投票ができません。

投票日当日に都合の悪い人は、事前に市役所等で期日前投票ができます。
期日前投票をご利用の際は、投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書欄にあらかじめ記入しておこと、スムーズに投票いただけます。

ご注意ください

法令により、今回の国民審査の期日前投票期間は、2月1日(日)～7日(土)となります。
そのため1月28日(水)～31日(土)に期日前投票所でできる投票は、小選挙区と比例代表のみとなり、国民審査の投票は改めて2月1日(日)～8日(日)にお願いすることになります。

期日前投票受付場所と日時

①市役所1階エントランス

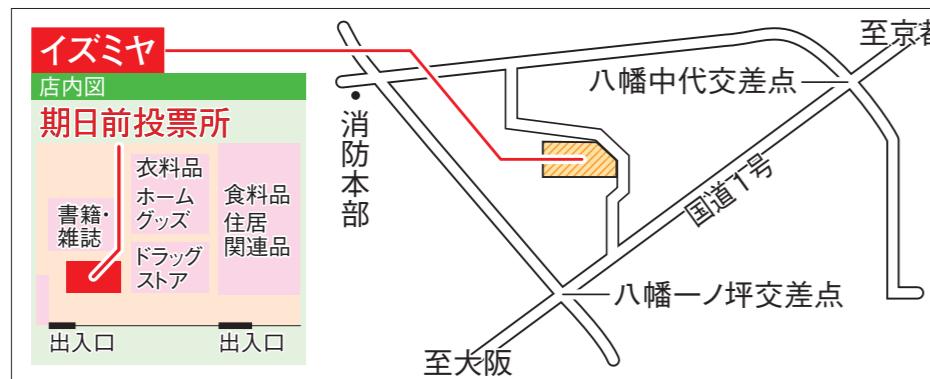
日時 1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時

現在、市役所旧本庁舎が解体工事中のため、旧本庁舎周辺の駐車場と駐輪場が使用できません。そのため、車でお越しの際は第二駐車場を、自転車・バイクは下図の青色で示す場所をご利用ください。ただし、高齢者や妊産婦、ケガ等で歩行が困難な人は、市役所新本庁舎守衛室前のおもいやり駐車場(3台分)をご利用ください。



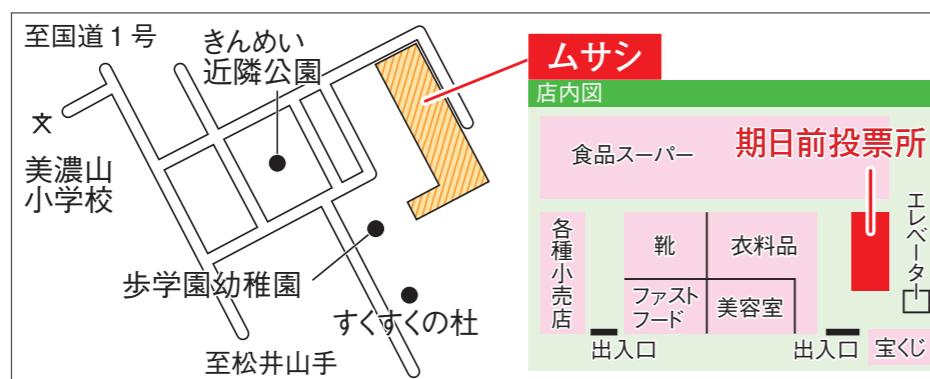
②イズミヤスーパーセンター八幡店(書籍売場前特設会場)

日時 2月5日(木)～7日(土) 午前10時～午後7時



③ホームセンタームサシ京都八幡店(食品スーパー三杉屋前特設会場)

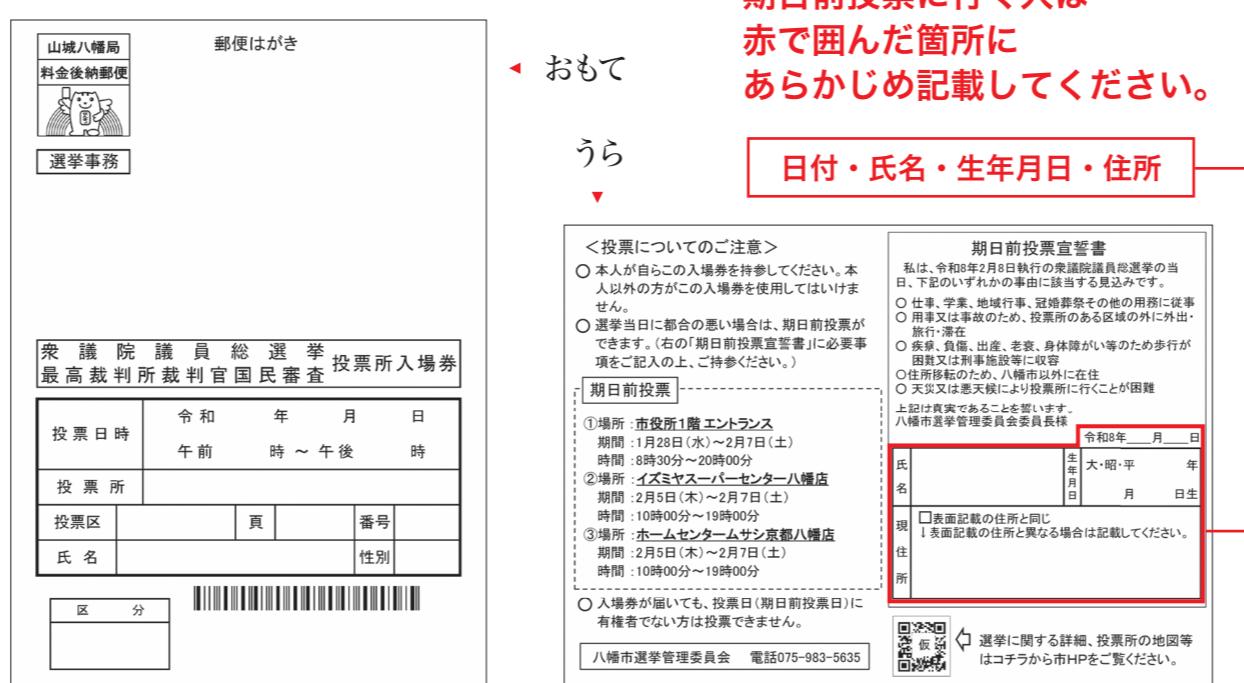
日時 2月5日(木)～7日(土) 午前10時～午後7時



投票 午前7時～午後8時

開票 午後9時～ (文化センター1階大ホール)

投票所入場券は 2月2日(月)から順次発送



期日前投票に行く人は
赤で囲んだ箇所に
あらかじめ記載してください。

日付・氏名・生年月日・住所

あなたの投票所は「投票所入場券(白色)」に
記載してあります。あらかじめご確認ください。

事前にハガキの投票所入場券(左の図)を有権者
の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場
券を忘れずにお持ちください。

なお、投票所では投票所入場券に記載している
バーコードを読み取り、パソコンで受け付けをし
ますので、折り曲げずに持参してください。

投票所入場券が2月6日(金)になても届か
ない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に
登録されれば投票できます。投票日に投票所
の係員までお申し出ください。

投票所入場券の裏面を宣誓書にしています。期
日前投票をされる場合は、あらかじめ必要事項
を記入し、期日前投票時に受け付けにお渡しく
ださい。



身体の不自由な人への投票制度

点字や代理投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による
投票ができます。

また、体が不自由などの理由で候補者の名前を
自分で記入できない人は、投票所の係員が本人から
直接お伺いし、候補者の名前を投票用紙に記載する
「代理投票」があります。

秘密は厳守します。投票所の係員に、お気軽に
申し出ください。

※点字投票や代理投票は期日前投票や不在者投票
をするときにもできます。

郵便により投票ができる人

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または
常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例
として「郵便による投票制度」があります。

この方法で投票ができる人は、市の選挙人名簿
に登録されている人で、身体障害者手帳か戦傷病
者手帳の交付を受け、右上の表の要件に該当する
人、または介護保険の被保険者証に要介護5とし
て記載されている人です。

郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票
証明書の交付を受ける必要があります。

■障がいの要件

障がいの部位など	※表中()は、戦傷病者。
両下肢・体幹	1級・2級 (特別項症～第2項症)
移動機能	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級 (特別項症～第3項症)
免疫	1級～3級
肝臓	1級～3級 (特別項症～第3項症)

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確で
ないときは、京都府知事が上記の障がいと同程度
と認めた場合

▶郵便等投票証明書の交付を受けていない場合

随時受け付けていますので、お早めに身体
障害者手帳か戦傷病者手帳、または介護保険の
被保険者証のいずれかを持って市選挙管理委員
会へ申請してください。

▶郵便等投票証明書の交付を受けている場合

市選挙管理委員会から投票用紙請求書を郵送
しますので、必要事項を記入し、郵便等投票証
明書を添えて返送してください。代理人による
窓口提出も可能です。

なお、郵便による不在者投票用紙などの請求
期限は2月4日(水)までです。

不在者投票制度について

病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理
委員会でする不在者投票制度があります。

詳しくは市選挙管理委員会事務局へお問い合わせ

わせください。
なお、ご利用の際は、早めの手続きをお願い
します。

海外に長期滞在の人にも投票の機会があります

国政選挙に限り、海外に長期滞在している
人も投票することができます。

投票をするためには、事前に在外選挙人証の

交付を受けておく必要があります。滞在されて
いる国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在
外選挙人の登録手続きをしてください。